

今学期も残り10日となりました。新型コロナウイルス感染症が5類に移行された、初めての学期を振り返ると、学校生活に活気が戻ってきたように感じます。

校長ヒアリングでは、地域から活動や応援したい内容などの要望も様々があると聞きます。コロナ禍で精査してきた経緯も踏まえて、地域の思いを上手くすり合わせてください。

コロナウイルス感染症は第9波に入ったと言われ、コロナ禍を経て免疫が低下していることもあり、ヘルパンギーナやRSウイルス等の感染も増加傾向にあります。もう一度コロナ禍の経験を思い出し、手洗い・消毒・必要に応じてのマスク着用など感染予防に努めるよう、子ども達への指導をお願いします。

### 1. いじめ防止基本方針について

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、本市では平成30年4月に「奈良市いじめ防止基本方針」を策定し、各学校でのマニュアルに沿って取組を進めてきました。

この度、「奈良市いじめ防止基本方針」の策定から5年が経過していることから、見直しを行いました。

改定では、市民からのパブリックコメントと「ストップいじめなら子どもサミット」で出された子どもたちの意見を加え、奈良市いじめ防止基本方針策定委員会で作成しました。近日中に各学校へ提示しますので、「学校いじめ防止基本方針」の見直し・落とし込みをお願いします。

「いじめ防止対策推進法」は、「社会総がかりでいじめの問題に向き合うため、基本的な理念や体制を整備すること」を狙って制定された法律です。

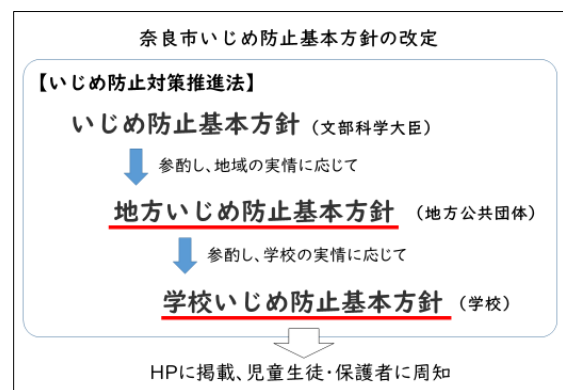
「いじめ」の定義については、これまで「①自分より弱い者に対して一方的に」「②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え」「③相手が深刻な苦痛を感じているもの」でしたが、平成25年に以下のように変更されました。

#### （第2条）

「児童等に対して（中略）一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」

児童生徒が「心身の苦痛」を感じたものはすべて「いじめ」とされることにあります。そのことを、担任が理解できているでしょうか。

最近、「いじめ防止対策推進法」が定める手続きに違反したとして、学校設置者を相手に損害賠償の支払いを求める訴訟が増加しています。その最たるものが、同法28条1項が規定する「重大事態調査」です。



#### 【いじめ防止対策推進法】

（定義）  
第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめの禁止）  
第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）  
第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（公立の学校に係る対処）  
第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

(第28条1項)

「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」

本来、いじめ事実の全容解明、及び再発防止が目的であるはずが、いじめの被害を主張する側からは、「いじめ防止対策推進法」にある「速やかに」行うと規定する調査の開始が遅れ、同30条の「学校が教育委員会を通じて地方公共団体の長に報告すべき義務」に違反した等を理由に訴訟が提起されています。担任任せにせず、改めて対応の仕方を確認してください。

いじめが起こったときは、被害者を守る第一義的な対応を適切に進めるためにも、いじめの認知判断は必ずいじめに特化した「校内委員会」で行ってください。一人の教員が抱え込むのではなく、学校長のリーダーシップのもと、迅速な組織的対応をお願いします。それぞれの学校の状況を踏まえながらも、奈良市として一貫した対応をお願いします。

## 2. 多様な学びについて

国では、令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)が取りまとめられました。

本市では、COCOLOプランに先駆け、不登校児童生徒支援及び多様な学びの機会の提供に取り組んでいます。

従来からの「教育支援センターHOP」に加え、令和2年度から「Web HOP」をスタートしました。また、公設フリースクールとして、令和3年度に「HOP青山」を、令和5年度から「HOPあやめ池」を開設しました。

さらに、春日中学校・平城東中学校をモデル校に、「校内フリースクール」を設置し、今後の設置に向けて検討しているところです。

この後、公設フリースクールを担当していただいている特任指導主事から話をさせていただきます。

学校長には、公設フリースクールでの活動に理解を深めていただき、自分で確かめ、子どもたちに寄り添った支援をしてください。

いずれの支援も最終的に必要なのは、「子どもたちが将来社会的な自立へと向かっていく力を身に付けていくこと」だと思います。情報を必要とする人に必ず情報が届くようお願いします。市としてもアンケート等を行いながらニーズの把握に努めます。ご協力をお願いします。

最後に、来週より夏期休業に入ります。1学期中は働き方改革といいながら、遅くまで勤務されていた先生方も多くおられると思います。夏期休業中は、まとまった休みを取得するなどしてしっかりリフレッシュしてください。



事業	実施場所	主な活動	想定される対象
教育支援センターHOP	はぐくみセンター6階	学習支援グループ活動	主に教科学習に取り組みたい児童生徒
オンライン支援Web HOP	はぐくみセンター オンラインで接続 各家庭	オンライン学習支援 オンライン面談	主に家から出にくい状況にある児童生徒
公設フリースクールHOP青山	HOP青山(旧鼓阪北幼稚園)	個の実態に寄り添いながら、体験活動を中心にプランニング	主に心のエネルギーがやや低い傾向にある児童生徒
公設フリースクールHOPあやめ池	HOPあやめ池(旧あやめ池幼稚園)		主に心のエネルギーがやや高い傾向にある児童生徒
校内フリースクール設置モデル事業	各設置学校(令和5年度は、春日中、平城東中)	学習支援 教員とのコミュニケーション	主に学校には来れるが、教室以外の場所が必要な児童生徒